令和４年４月室戸市農業委員会総会議事録

１．日時　　令和４年４月２６日（火）午後１時３０分～午後３時２５分
２．場所　　室戸市役所２階　第１会議室
３．出席委員　９名

１番　島巻 賢二委員　２番　細川 季代委員　３番　藤岡 義博委員
４番　小松 弘之委員　６番　西岡 豊委員
７番　川﨑 一男委員　８番　阿野田久志委員　９番　尾﨑 考平委員
10番　山﨑 修委員

４．　欠席委員　　なし
５．　事 務 局　　次長心得　松本 研

６．　議案　　第１号議案　農用地利用集積計画について
第２号議案　農地法第３条許可申請について
第３号議案　農地法第５条許可申請について
第４号議案　非農地証明願について
第５号議案　令和４年度農業委員会による最適化活動の推進等について
その他の件

（開会時刻午後１時３０分）

（島巻会長あいさつ）

議　　長　　ただいまから４月定例総会を開会致します。
はじめに事務局より諸般の報告を致します。

事 務 局　　はじめに、諸般の報告を致します。出席委員は１０名中９名で、全員出席していただいております。

室戸市農業委員会総会会議規則第６条より過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

推進委員さんの出席者数は、１０名中７名のご出席で、竹崎擴委員、海老川委員、黒岩委員より、ご欠席の連絡をいただいております。

なお、本日の議案は、

第１号議案　農用地利用集積計画について
第２号議案　農地法第３条許可申請について
第３号議案　農地法第５条許可申請について
第４号議案　非農地証明願について
第５号議案　令和４年度農業委員会による最適化活動の推進等について
その他の件

の順となっております。

（３月総会以降の農業委員会の活動報告等）

以上で、諸般の報告を終わります。

議　　長　　それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただきます。

議　　長　　それでは６番　西岡委員、７番　川﨑委員にお願いします。

議　　長　　これより議事に入ります。第１号議案 農用地利用集積計画について議題といたします。

この件につきまして産業振興課 三宮氏より説明をお願いします。

説明の間、休憩いたします。

産業振興課　　第１号議案農用地利用集積計画について説明させていただきます。
三　　宮　　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づく賃貸借による権利の設定となります。
これは、利用権を設定する者（貸付人）が　　さん、利用権の設定を受ける者（借受人）が　　さん、場所が羽根町字　　乙　　番地　、同乙　　番地の計２筆で、登記地目及び現況地目はいずれも畑、地積は 2,810 ㎡の内 1,210 ㎡、426 ㎡の２筆計 1,636 ㎡となっております。
また、2,810 ㎡の内 1,210 ㎡となっている理由につきましては、現在　　番地　にハウスが２棟建っており、2,810 ㎡の内 1,600 ㎡を植田明さんが、令和元年５月１日から 10 年間利用権を設定している関係で、今回 1,210 ㎡の申請となっております。
設定する利用権は賃借権で、設定期間は令和４年５月１日から令和 19 年４月 30 日までの 15 年間で、令和４年６月に　　さんがこうち農業確率総合支援事業費補助金を使って養液栽培システムを導入する予定となっており、補助金の利用にあたって、　　さんの利用権設定が必要となるため、今回の申請に至っております。
作付けは施設ナスの予定となっております。
説明は、以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。担当課より申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

７　　番　　申請内容については、先程産業振興課三宮氏より報告がありました
川　　﨑　　たので、私の方は現地確認の報告をさせていただきます。
申請地は国道の　　付近から農道を３００ｍくらい進んだ旧道に進んだ途中にあります。現地確認は４月 14 日午後２時に竹﨑委員さんと事務局松本さんと現地を確認いたしました。
現在もハウスナスを栽培しており、特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。報告は以上です。

議　　長　　ありがとうございました。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

（な　し）

議　　長　　ないようでございますのでお諮りします。
農用地利用集積計画についての市への回答について賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よってこれを承認することに決定致します。
三宮氏は、ここで公務のため退席となります。
ありがとうございました。

（三宮氏退席）

議　　長　　それでは、続きまして、第２号議案農地法第３条許可申請の件について、議題といたします。この件につきまして、番号１及び番号２について、利用権の設定を受ける者が同じ方の　　さんであり、担当地区委員も西岡委員で同じであるため、事務局より番号１及び番号２について一括で説明を行い、その後西岡委員より番号１及び番号２について一括での現地調査等の報告をお願いいたします。
説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　第２号議案農地法第３条許可申請、番号１及び番号２について、事務局より一括にて、説明いたします。
まずは、番号１について説明します。
申請地は室津字　　番　です。登記地目は田、現況地目は畑となっており、申請面積は 1,388 ㎡となっております。本申請は、浮津の　　さんから、室津の　　さんへの売買による所有権移転の申請です。
以上については、農地法第３条第２項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

（別紙調査書より説明）

事 務 局　　続きまして、第２号議案番号２について説明いたします。
申請地は室津字　　番　、登記地目は山林、現況地目は畑で、申請面積は 892 ㎡となっております。本申請は、室津の　　さんから、室津の　　さんへの賃貸借による所有権移転の申請です。
以上については、農地法第３条第２項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

（別紙調査書より説明）

～　事務局より番号１・２の説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。担当地区委員さんの説明をお願いします。

６　　番　　６番西岡、第２号議案農地法第３条許可申請、番号１及び番
西　　岡　　２について証言します。
議案の内容については事務局が詳しく説明しましたので省略させていただきまして、私の方からは場所の説明させていただきます。
番号１につきましては、市道　　線を　　に向かって進みますと　　橋から奥の方に 30ｍほど進んだところです。現況につきましては、遊休地となっていますが、小さな雑草が生えているだけでした。
番号２につきましては、　　橋から 50ｍほど戻ったところから、市道から 10ｍほど登ったところにあります。
現況はシキビとサカキが植えております、だいぶ腰高になっていましたので、更新して出荷するとのことで、特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。報告は以上です。

議　　長　　ただいまの説明について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

（無　し）

議　　長　　無いようでございますのでお諮りします。
第２号議案農地法第３条許可申請番号１について、ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって番号１について許可することに、決定致します。

議　　長　　続きまして、第２号議案番号２についてお諮りします。
第２号議案農地法第３条許可申請番号２について、
ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって番号２について許可することに、決定致します。

議　　長　　それでは、続きまして、第２号議案農地法第３条許可申請番号３について、議題といたします。この件につきまして、事務局より説明を願います。
説明の間、休憩します。

事 務 局　　第２号議案農地法第３条許可申請番号３について説明いたします。
申請地は吉良川町字　　丙 221 番です。登記地目・現況地目は田となっており、申請面積は 300 ㎡となっております。本申請は、吉良川町の　　さんから、吉良川町の　　さんへの売買による所有権移転の申請です。
以上については、農地法第３条第２項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。
（別紙調査書より説明）

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

２　　番　　２番細川です。第２号議案番号３について証言します。
細　　川　　内容については、事務局より詳細に説明がありましたので省略します。私の方からは、申請地の場所を説明します。
９ページの地図を見てください。まず　　番ですけども、少し小さくて見づらいですが、２ページの一番下の方に吉良川の　　の旧道があります。旧道に　　というところがあります。そこから　　の東横の道を 100m程上がったところに申請地があります。道沿いの左側が申請地です。
４月２０日午後１時３０分下司委員さんと事務局松本さんと現地を確認しております。よろしくお願いします。

議　　長　　ただいまの説明について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

（無　し）

議　　長　　無いようでございますのでお諮りします。
第２号議案農地法第３条許可申請番号３について、ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって番号３について許可することに、決定致します。

議　　長　　それでは、続きまして、第２号議案農地法第３条許可申請番号４について、議題といたします。この件につきまして、事務局より説明を願います。
説明の間、休憩します。

事 務 局　　第２号議案農地法第３条許可申請番号４について説明いたします。
申請地は羽根町字　　乙　　番です。登記地目・現況地目は田となっており、申請面積は 257 ㎡となっております。本申請は、高知市の　　さんから、羽根町の　　さんへの売買による所有権移転の申請です。
以上については、農地法第３条第２項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

（別紙調査書より説明）

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。担当課より申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

７　　番　　７番川﨑、第２号議案農地法第３条許可申請番号４について証言
川　　﨑　　します。議案の内容については事務局が詳しく説明しましたので省略させていただきまして、私の方からは申請地の場所を説明させていただきます。　　の前の市道のカーブになったところの東です。申請者は近くの広い農地を購入しまして、息子さんがハウスを建設しております。今年から新しくハウスをやりますので、特に問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

議　　長　　ただいまの説明について、ご質問は
ありませんか。何かございませんか。

（無　し）

議　　長　　無いようでございますのでお諮りします。
第２号議案農地法第３条許可申請番号４について、
ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって番号４について許可することに、決定致します。

議　　長　　それでは、続きまして、第３号議案農地法第５条許可申請番号１について、議題といたします。この件につきまして、事務局より説明を願います。
説明の間、休憩します。

事　務　局　　番号１について説明します。
申請地は羽根町字　　乙 1930 番 1、同字　　で、登記地目は 畑と山林、現況地目はともに畑、面積が 240 ㎡と 99 ㎡の計 339 ㎡で農用地区域ではありません。
　なお、番号１は　　さんが住宅建築するための申請です。
さんがお家を建てるための転用申請ですが、番号１の　　さんの土地は、　　さんと　　さんが親子関係であるため、

5条転用の使用貸借で無料での土地の貸借の申請となっています。　　さんは、現在、室戸地区にお住まいですが、現在の住いが手狭であることなどが理由で今回5条の転用申請となっております。

以上については、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については別紙調査書のとおりですので、別紙調査書に沿って説明させていただきます。

（調査書の内容を説明）

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんより番号1について、説明をお願いします。

7　　番　　7番川﨑、第3号議案農地法第5条許可申請番号1について証言

川　　﨑　　します。議案の内容については事務局が詳しく説明しましたので省略させていただきまして、私の方からは申請地の場所を説明させていただきます。　　集落の西を　　川が流れています。その川の西に集落に通じる市道がありまして、500m北に行ったところが申請地になります。住宅地であり、農地はほとんどなく、特に問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

（な　　し）

議　　長　　無いようでございますのでお諮りします。第3号議案番号1について、ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって番号1を承認し、県へ進達することに決定致します。

議　　長　　続きまして第 4 号議案番号1　非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして、事務局より説明を願います。
説明の間、休憩します。

事 務 局　　第4号議案番号1非農地証明願について説明いたします。
申請地は、室津字　　番　で登記地目は田、現況地目は宅地となっています。面積が546㎡で、農用地区域外です。
大阪府大阪市の　　さんの所有地です。
申請理由ですが、平成12年頃に墓を移設することになった為、畑をなくして墓石と納屋を設置したことから、現状は宅地化しており、農地への復旧が困難となっています。事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

６　　番　　６番西岡、第４号議案番号１非農地証明願について証言します。

西　　岡　　議案の内容については事務局が詳しく説明しましたので省略させていただきまして、私の方からは申請地の場所を説明させていただきます。場所につきましては、県道　　線に　　の　　がありますが、そこから東に 50ｍほど行ったところの県道沿いの南側に申請地があります。墓を設置していましたが、現在は撤去しています。納屋は前から建っております。内容を見てみますと農地への復旧は非常に厳しいと確認しております。以上です。

議　　長　　ただいまの説明について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

（な　し）

議　　長　　無いようでございますのでお諮りします。
非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって非農地として証明をすることに決定致します。

議　　長　　続きまして第４号議案番号２ 非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして、事務局より説明を願います。
説明の間、休憩します。

事 務 局　　第４号議案番号２非農地証明願について説明いたします。申請地は、元字　　乙　　番と元字　　乙　　番　で登記地目は田、現況地目は山林となっています。面積は 1,338 ㎡、532 ㎡で、農用地区域外です。
吉良川町の　　さんの所有地です。
　申請理由ですが、乙　　番は平成２年まで果樹園として使用していたが、その後放棄した為、雑木が茂り農地への復旧が困難となっています。
　乙　　番　については、農免道路の　　線の工事の残土処理用地として、昭和 58 年に県が埋め立てをし、その後雑木が茂り農地への復旧が困難となっています。
事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

３　　番　　３番藤岡、第４号議案番号２非農地証明願について証言します。
藤　　岡　　議案の内容については事務局が詳しく説明しましたので省略させていただきまして、私の方からは申請地の場所を説明させていただきます。　　台地から吉良川の　　へ行く農免道路沿いにありまして、　　から１ｋｍほど進んだ所にあります。道路の下側にちょっと離れて位置しております。現状は大木、孟宗竹が生えており、非農地であることは誰が見ても明らかな現状です。また、道の下にあるため、他の農地への影響はありません。４月１９日申請者の　さん、久保推進委員さん、事務局松本さんと藤岡で現地を確認しております。よろしくお願いします。

議　　長　　ただいまの説明について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

（な　し）

議　　長　　無いようでございますのでお諮りします。
非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって非農地として証明をすることに決定致します。

議　　長　　続きまして、第５号議案　令和４年度農業委員会による最適化活動の推進等について、議題といたします。
この件につきまして、事務局より説明を願います。

事 務 局　　第５号議題について説明いたします。

（様式１、様式２の説明）

議　　長　　事務局より第５号議題　別紙様式１、様式２について説明がございました。ご質問はありませんか。何かございませんか。

（意見交換）

議　　長　　その他、ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか。
無いようでございますので令和４年度農業委員会による最適化活動の推進等についてについてお諮りします。
ただいまの議題内容でよろしいでしょうか。

（異議なし）

議　　長　　ありがとうございました。ご承認いただきました。

議　　長　　続きましてその他の件を議題といたします。この件につきましてご意見ご質問等何かありませんでしょうか。

議　　長　　無いようでございますので、事務局からその他事務連絡をお願いします。

事 務 局　　（その他の事務連絡）
市長との意見交換会７月総会時に開催
事務局より以上です。

議　　長　　他に何かありませんでしょうか。なければ、閉会の挨拶を阿野田副会長にお願いいたします。

（阿野田　副会長の閉会の挨拶）
（閉会時刻午後３時２５分）